

川口市選管告示第26号

令和7年7月20日執行の参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第48条の2第1項の規定による期日前投票所は次のとおりである。

令和7年7月3日

川口市選挙管理委員会
委員長 板橋 智之

期日前投票所	住所
川口市役所 第一本庁舎内	川口市青木2丁目1番1号